

戦後日本の教育達成過程におけるモビリティの趨勢  
—通信制と定時制の比較分析—

村山 詩帆

佐賀大学全学教育機構紀要 第11号  
Journal of Organization for General Education  
Saga University  
Volume 11, 2023

# 戦後日本の教育達成過程におけるモビリティの趨勢 —通信制と定時制の比較分析—

村山 詩帆

## Trends of Mobility Transformation on the Process of Educational Attainment in Japan: A Comparative Study of Correspondence High School and Part-Time High School

Shiho MURAYAMA

### 要 旨

人口減少期に入った後もシェアが増大する傾向にある通信教育に注目し、モビリティの面で異なる制度的特殊性を有する定時制との比較分析を通して、戦後の日本社会における定通教育の発展過程を実証的に検討した。その結果、(1)通信制は「都会育ち」が利用しがちであるため制度的特殊性が選好されているとは限らず、規制緩和の改革に誘発されて定時制のシェアを逆転したのでもない。(2)中学卒業後の就職者が減少したことで就職進学者の受け皿としての役割が後退し、定通教育間の違いがなくなっている。(3)通信教育は卒業後の進学体制を強めており、大学・短大の通信教育に依存するようシフトしている。(4)通信教育が「イレギュラーな生徒層」の受け皿となったのは少子化以前であり、少子化を経て他県への進学と軌を一にするよう変化している、などが示唆された。

【キーワード】 教育のモビリティ、通信制、定時制、代替的加熱、リテンション機能

### 1. 問題の所在

地域社会の教育機会は教育機関の配置に加え、アクセスの自由度を規定する諸要因によって支えられている。公共交通機関や自家用車などによる教育機関までの移動といったモビリティは、教育機会にとって重要な構成要素となっているはずである。したがって、教育機関が豊富で収容力が大きく、交通網が発達した地域ほどモビリティから派生する格差の問題は後景に退くことになる。公立中高一貫校や私立の小中学校といった、今なお増加し続ける選択的な就学会もまた、モビリティをめぐる格差を問題化しにくくすると考えられる。しかしながら、COVID-19の感染拡大により一躍脚光を浴びることとなった、インターネットを利用したオンライン授業や、自学自習を中心とし、日々の登下校を前提としない通信教育の課程は、コミュニケーションが「地理的制約から解放」(Urry 訳書2015, 234頁)されやす

い点において、例外的な教育のモビリティ問題を構成している。

戦後間もない時期、通信教育は「地理的、経済的の悪条件」に阻まれて通学できない「恵まれない青年」に「教育機会を提供する有力な手段の一つ」であった（日本通信教育学会編 1957, 9頁）。戦後に義務教育化された中学校にも通信制の課程があり、これが不足する教育機会を補うと同時に、勤労青少年の就学を妨げるモビリティの制約を緩和したと考えられる。中学校の通信制は、高校全入に近づくにつれ、高校進学者のうち就職している「就職進学者」が減少していった結果、現在のごく僅かを残して廃止されている。しかしながら、後期中等教育の通信課程に関しては、広域通信教育を制度化した1962年の学校教育法および高等学校通信教育規程の改正、在籍年限が4年から3年に引き下げられた1989年の「三修制」の導入、株式会社立学校の設置を可能にした2003年の構造改革特別区域法を経て、利用者が増加している。

テレビによる放送教育やインターネットの発達など、技術的な変革を経て久しく、「多地点に伝達できる」という制度的特殊性を有する通信教育には、サービスを供給する側にとって無視できないメリットがあるのは疑いない（清水 1992, 157頁）。しかしながら、サービスの需要側にとってモビリティをめぐる制約から相対的に自由である通信制が近年の高校入学者に占めるシェアは、定時制の課程にくらべれば大きいにしても、10%に満たない水準で推移している。ここには、通信教育をめぐる技術的な環境が変化しても、過去の制度的要素からの影響を免れず、定時制のような「全日制の垂流としての役割」（片岡 1983, 170頁）の域を脱するまでに至っていない可能性がある。

通信制の課程には、臨時教育審議会の提言を受けた技能教育施設指定権限の都道府県への委譲といった改革の試みがあったものの、高卒資格以上の選別性の高いシグナルを付与するものにはなっていない。また、「生徒が週1日以上通学して学習するコースを自主的に設ける学校」（小川 2022, 14頁）が少なからず存在するのは、登校を前提としない自学自習から得られる学習経験の密度が限定的なものであることを傍証しているのかもしれない。人々の行動様式と結合した「移動不可能財」（瀧川 2022, 38頁）としての制度的要素が教育サービスにも備わっているのだとすれば、通信教育を実施する区域によって緩やかなセグメントが依然として残存することになり、モビリティの制約からの自由度は相対的なものとなる。それゆえ、通信制の課程がしばしば不登校などの受け皿とみなされる理由は、モビリティの制約からの相対的な自由と、全日制的な対面型の人間関係に由来する制約からの相対的な自由という（やや控え目な）制度的特殊性に求められなければならない。

いずれにせよ、通信教育に何らかの比較優位性を認識するようになった層が多くなった結果、近年になって入学者の増加が起こっていると考えられるが、通信制が規制緩和の諸改革を経て不登校の受け皿になったとする理解は、増加する利用者の中に共有されつつある比較優位性の所在を消極的な側面に還元しがちである。定時制の利用者から観察されている能動的・主体的な選択や行動が支える「自己を再定義していくメカニズム」（城所・酒井 2006,

216頁)を過小評価している可能性も否定し切れない。本稿の目的は、戦後日本の教育社会におけるモビリティの附置がその発展の途上でいかなる変化を遂げようとしているのかを実証的に検討することにあるが、通信制の課程が有する制度的特殊性に対する過小評価と過大評価の陥穽を避けるべく、勤労青少年のための教育機関であった定時制との比較分析を試みる。一見すると「全日制の亜流」にすぎない通信制と定時制の課程に注目し、それらの利用者と人口動態、進学・就職行動との間に生じた諸変化を時系列的に明らかにすることで、モビリティの制約が異なる制度的特殊性をよりクリアに析出できると期待される。

## 2. 方法とデータ

本稿の分析には、公開されている政府統計のマクロ集計データを使用する。主として文部科学省『学校基本調査』(学校調査、卒業後の状況調査、市町村別集計)のうち、1953年度から2021年度までの通信制および定時制の入学者、生徒数、卒業後の状況に関する統計表からデータベースを作成した。2010年度から2021年度までの期間については、市町村別に集計された統計表を(部分的ではあるが)利用できるため、これをロング形式の時系列データとして再構成したものを使用する。なお、市町村合併等による減少や、地方公共団体の区分が移行しているケースが存在するため、データの再構成にあたって2021年時点の特別区および市町村を基準とした。

日本の教育社会における通信制の附置は、テレビやインターネットなど技術の普及のみならず、学齢人口の動態から派生する諸関係の変化など、社会の構造と過程に生じる変動から影響を受けることが予想される。近年における通信制の増加は、従来の均衡状態が社会変動によって移行しつつある可能性を示唆するものであり、かつ人口減少期に入って顕在化している点で極めて興味深い<sup>1)</sup>。また、通信制が「イレギュラーな生徒層」の受入れ(内田・神崎・土岐・濱沖 2019, 18頁)であるとすれば、不登校の増加が通信制の利用者増をもたらしていると考えるのは必ずしも不自然ではないように思われる。しかしながら、高校入学後3年間で卒業していないケースを「イレギュラーな生徒層」とみなし、これをイレギュラー生徒数<sup>2)</sup>として算出した場合、その数は明らかに減少傾向を辿っている。2007年度から2020年度の不登校者数<sup>3)</sup>との関連について相関係数を算出すると、イレギュラー生徒数とは.94の大きな正の値を示すが、通信制入学者とは-.76の負の値、定時制1学年生徒数とは.91の大きな正の値を示す<sup>4)</sup>。このことから、通信制の利用者増には「イレギュラーな生徒層」が通信制の需要を支えるようになった結果であるとは考えにくい部分がある。

モビリティの制約から相対的に自由である点が好意的に「再定義」されるようになった結果、通信制の利用増が起こったのか、それとも広域通信制や三修制などの規制緩和が利用者増を後押ししたのかは判然としない。このため、通信制および定時制の利用者数を被説明変数とする回帰分析を行い、特定の時点で構造変化が起きているかどうかをChow検定によって検討する<sup>5)</sup>。Chow検定は、時系列データを分割することにより生じる回帰モデルの残差

平方和の変化に対して  $F$  検定を行う手法であるが、構造変化の起点が法令等の施行時期と乖離している場合、規制緩和は構造変化の原因ではなく、せいぜい補助的な要因にすぎない可能性を疑ってみる余地が残される。したがって、規制緩和の教育改革にのみ注目し、ア・プリアリに構造変化の時点を分割するのではなく、時系列データの分割点を回帰推定できる範囲内で1年ずつ逐次的に変えていく手法を採用する。なお、回帰モデルの説明変数に投入するのは、学齢人口の変動を表す指標として15歳人口、システム要因として後期中等教育収容力、利用目的を推し量るための間接的な指標として就職進学者数および他県への進学者数<sup>6)</sup>、高校入学から3年以上経過しているイレギュラー生徒数である。

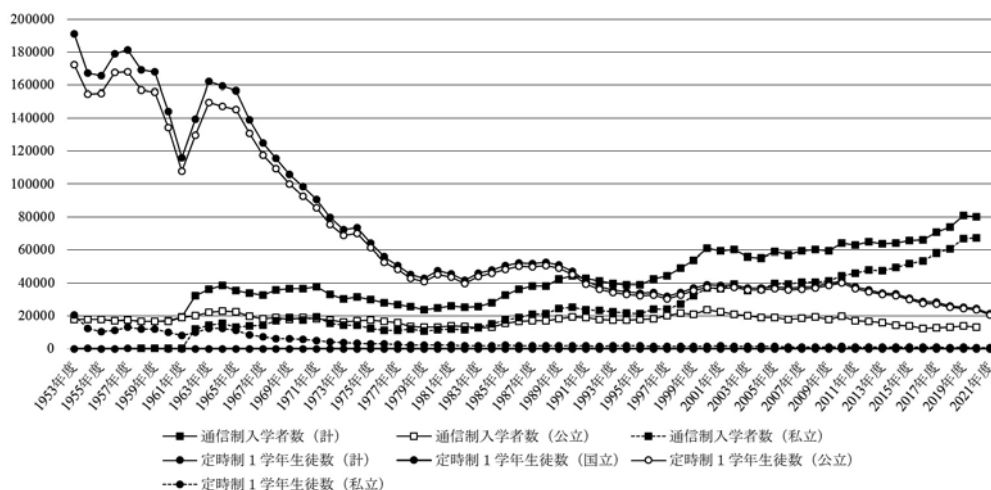
### 3. 日本社会における定通教育の盛衰

#### 3.1 人口動態と定通教育の機会

近年における通信制の利用者増は、中学校卒業者の約98%が後期中等教育機関に進学し、少子化に歯止めがかからない日本の社会的文脈の中で起こっている。このことはまた、通信制には全日制の課程で行われている公私立校間の入学者定員調整のような「定員管理の影響が及んでいない」(内田・神崎・土岐・濱沖 前掲論文, 13頁)とする見解を傍証していると考えられる。ただし、通信制が不登校を含めた「イレギュラーな生徒層」の受け皿であるとする仮定が成り立たなかったとしても、全日制の普通科、専門学科、総合学科すべてと競合するわけではなく、「全日制の垂流」とされてきた定時制とより競合的な関係にあると考えられる。

図1は、戦後の日本社会における通信制および定時制の利用者について、時系列的な推移を示したものである。1955年度に通信教育のみによる卒業が可能となった通信制高校は、第

図1 通信制および定時制課程（後期中等教育）の利用者の推移



一次ベビーブーム世代の高校進学と1962年に通信制の都道府県間セグメントが緩和されたのを契機として利用者数が増加している。その後、第二次ベビーブーム世代の高校進学に差しかかる1980年代半ばまで停滞していることから、「放送教育はテレビになってから、急速にのびた」(波多野 1972, 22頁)といった見解を支えていたのは、実際にはテレビのような情報通信技術というより、学齢人口の動態であった可能性が残される。

定時制の利用者は少なくとも戦後しばらくの間、通信制を大きく上回っていたが、1963年度から1979年度まで急激に減少し、1991年度にはシェアの逆転が起きている。このことから、通信制と定時制の間には定員管理上、トレードオフの関係が成り立つ。ただし、通信制と定時制間のトレードオフは一見すると2010年度以降に顕在化しているが、2010年度の前後や15歳人口が減少期に入った1989年度を契機として競合的な関係が強まっているわけではない<sup>7)</sup>。

設置者の別に注目すると、2000年代に入るまでは概ね公私立間で歩調を合わせるように増減しているが、その後は公立が減少していき、私立が大幅に増加している。通信制は私学依存を強めながらシェアを伸ばしているのに対し、定時制の主たる設置者は公立であり続けている点で、通信制と定時制の利用者層には少なからず差異があると考えられる。図示はしないが、通信制の退学者数は増減をくり返しており、生徒数に占める退学者数の割合は、1975年度から2008年度までは公立が私立を下回るが、それ以降は前者が後者を上回るようになっている。

なお、2020年に起こった COVID-19の感染拡大は、学校への登校を一斉停止するという、予期せぬモビリティの制約をもたらした点で注目に値するが、モビリティの制約から相対的に自由度の高い通信制の入学者数はむしろ減少に転じている。ただし、中学卒業後の進路として通信制を選択している割合は増加傾向を維持していることから、予期せぬモビリティの制約によって減少したのは「イレギュラーな生徒層」であると予想される。図2によって通

図2 通信制（後期中等教育）における年齢別生徒数の推移

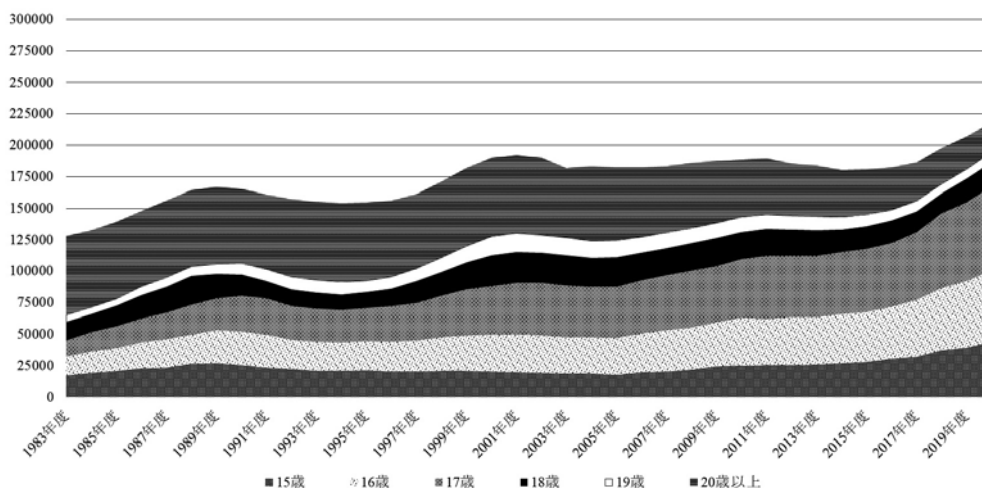
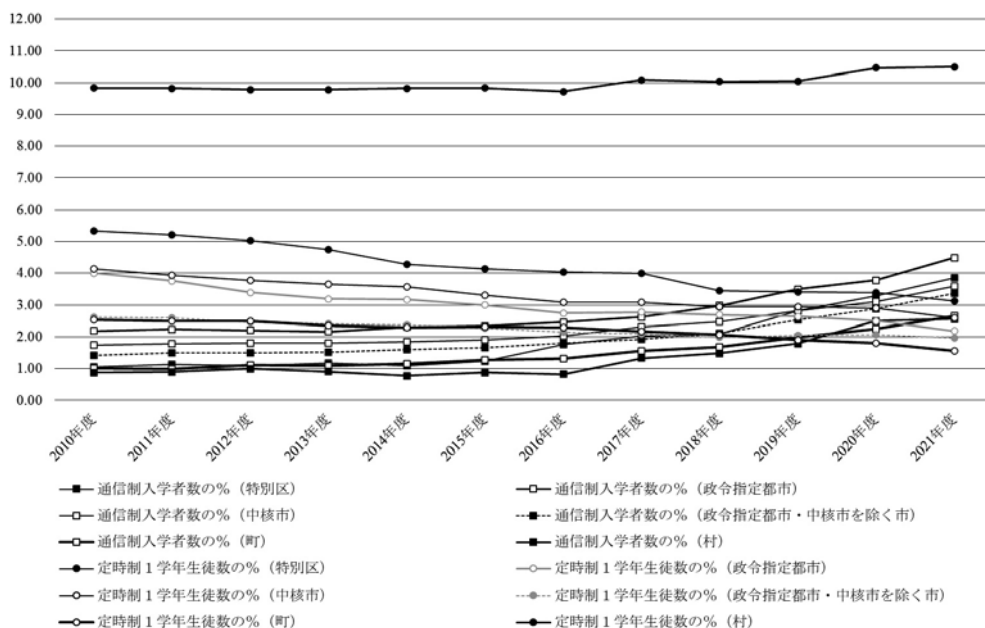




図3 地方公共団体の区分による通信制入学者数および定時制1学年生徒数の割合(%)の推移



信制の生徒数の推移を年齢別に示すと、20歳以上の生徒数が近年になって顕著に減少していることが確認できる。

通信制の生徒に不登校経験者がどのくらい含まれるのかは用いたデータから判別できないが、モビリティの制約から相対的に自由である通信制を利用するよう変化しつつあるのは、入学後3年間で卒業していない「イレギュラーな生徒層」ではないことになる。また、モビリティの制約は、教育の機会に恵まれた「都会育ち」(Lipset & Bendix 訳書1969, 207-210頁)より、人口規模の小さな過疎地ほど強く働くと考えられるが、図3に示す通り、通信制の利用状況には地域間格差があり、政令指定都市の利用率が最も大きく、村が最も小さくなっている<sup>8)</sup>。村での利用者が突出し、かつ村でのみ僅かながら上昇している定時制とは対照的であり、「教育のシステム化」をめぐる「新しいものに対する反発」(細谷 1972, 58-59頁)が村に強く現れる可能性もありえなくはないにしても、政令指定都市より特別区で通信制入学者数のパーセント値が低くなることを整合的に説明できない。通信環境の整備状況や所得水準が「都会育ち」による通信制の利用を支え、地方自治体による通学費用負担の補助制度などが人口規模の小さな地域におけるモビリティの制約を緩和しているのかもしれない。

いずれにせよ、居住地から学校までの距離が長く、モビリティの制約が大きいはずの地域でモビリティはさほど優先されていない。人口急増期の高校増設に政府は一律の財政補助以上に積極的な関与を示さなかったのに対し(香川・児玉・相澤 2014, 178-182頁)、通信制へは規制緩和の教育改革を重ねてきた経緯がある。にもかかわらず、通信制の利用者増は比

較的最近になって顕在化したものであり、定時制との間に観察される対照的な変化の特徴を考慮すれば、これを定員管理の仕組みにのみ還元するのはやや無理がある。

### 3.2 定通教育をめぐる進路分化の変容

近年における通信制の利用者増は、モビリティの制約それ自体を回避しようとする動機に裏付けられたものでも、規制緩和の教育改革や「イレギュラーな生徒層」が直接的な主要因となったものでもない。三修制が緩和される1980年代末には18歳人口の増加による大学進学増への対応が教育政策の課題となっていたが、高校進学者数の急増が差し迫った課題であったのは1970年代のことである。三修制のような規制緩和は後期中等教育の収容力を補完するものとしては時宜を得ていないことから、1990年代以降に到来する18歳人口減少期の大学進学シフトを見越した動きであった可能性がある。

図4 通信制および定時制課程（後期中等教育）における卒業者の進路状況の推移

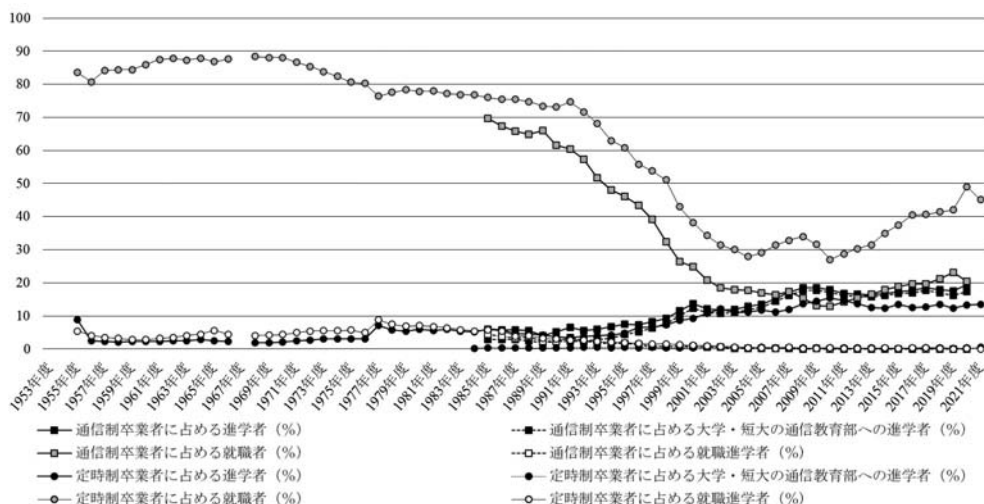


図4は、通信制および定時制課程の卒業者に占める進路状況の推移を示している。卒業後の進学率は通信制と定時制のいずれの課程も上昇傾向にあり、2020年時点で通信制19%、定時制13%と前者が後者をやや上回っている<sup>9)</sup>。就職率については通信制より定時制が一貫して大きい、その開きは縮小と拡大をくり返しながら2000年代に入るまで下降し、1985年時点で6%程度だった両者の差は、2020年時点では29%に再び拡大している。卒業後、仕事に就きながら進学する就職進学率に関しては、通信制の0.03%に対し定時制が0.09%と大きいものの、ごく小さな値でしかない。また、通信制から大学・短大の通信教育部への進学率は定時制より明らかに大きな値を示しており、通信制の卒業生は進路選択の過程で通信教育を嗜好するようになっている（進学者のうち大学・短大の通信教育部の割合を算出した場合、1985年度は47%、2000年代以降はほぼ90%以上となる）。



表1は、通信制入学者数と定時制1学年生徒数を被説明変数とした回帰モデルについて、時系列データの分割点を1年ずつ変えながらChow検定を逐次的に行い、F統計検定量に0.1%水準で有意差が認められた年度を起点、有意差が認められなくなった年度を終点として示したものである<sup>10)</sup>。通信教育のみによる卒業が可能になった1955年、広域化により都道府県間セグメントが緩和された1962年、1989年の学校教育法改正による三修制、2000年代初頭における構造改革特区法や通信教育規程の弾力化の直後に、通信制入学者数の構造変化はいずれを説明変数とした回帰モデルでも起こっていない。1981年度に通信制入学者数と後期中等教育収容力の関係に構造変化が起こっているのは、第二次ベビーブーム世代が高校進学を迎え、収容力を拡大する必要に迫られるようになったのが主たる要因であると考えられる。

表1 Chow 検定による入学時の状況と構造変化の起点および終点

説明変数	被説明変数			
	通信制入学者数		定時制1学年生徒数	
	起 点	終 点	起 点	終 点
15歳人口（中学校卒業生数）	1961年度	2014年度	1957年度	1991年度
後期中等教育収容力	1981年度		1961年度	2019年度
就職進学者数	1969年度	2019年度	1958年度	1997年度
他県への進学者数	1975年度	2019年度		2012年度
イレギュラー生徒数	1961年度	2018年度	1958年度	2006年度

注) 後期中等教育収容力は、〈市町村別学年別生徒数（本科）1学年（計）／市町村別状況別中学校卒業生数〉により算出。

注目すべきは、回帰係数が正から負、負から正に転じる説明変数が含まれる点である。就職進学者数は通信制入学者数に対して構造変化が認められ、1969年度に起点を求められるが、1989年度から負の値を示すよう変化している。他県への進学者数では、通信制入学者数との関係に生じた構造変化の起点が1975年度にあるが、1989年度まで回帰係数は負の値を示し、1990年度以降は正の効果に転じている。イレギュラー生徒数については、少子化が始まる以前の1961年度に通信制入学者数に対して構造変化の起点があり、1992年度から2017年度まで通信制との間で正の関係に、1995年度以降になると定時制とは負の関係に転換している。イレギュラー生徒数が減少傾向にある原因は、「イレギュラーな生徒層」の受け皿が拡大されている可能性に求めてみる余地はあるかもしれないが、減少傾向にある定時制には当てはまらない。

表2aおよび表2bは、2010年度以降の市町村パネルデータを用い、前期中等教育卒業生における通信制進学者数と定時制1学年生徒数について、混合モデル分析を行った結果を示している<sup>11)</sup>。15歳人口（中学校卒業生数）は、通信制と定時制のいずれもモデルⅠからモデルⅢまで0.1%水準未満で有意な正の効果は認められる。教育機会の乏しさはモビリティの制約から相対的に自由な通信制の利用を促すと考えられるため、後期中等教育収容力をモデルⅡで追加投入したが、負の値は示すものの有意差は認められず、その効果を統制した15歳

人口の推定値にもまったく変化がない。ただし、定時制を被説明変数とするモデルⅡで追加された後期中等教育収容力については、1%水準で有意差が認められる。モデルⅢから追加投入した就職進学率は、通信制に対して（有意ではないが）負の値を示し、定時制に対しては1%水準で有意な正の値を示していることから、近年になっても定時制は勤労青少年の就学機会としての側面が残存していると考えられる。他県への進学率に関しては、通信制では0.1%水準で有意な正の効果が認められるのに対し、定時制では有意差は認められず、負の向きを示している。モビリティの制約から相対的に自由であることが通信制のメリットであるとみなされている場合、通信制は他県への進学移動を回避する選択肢となって負の関係を示すはずであるが、実際は他県への進学者数の増加と軌を一にするかのように通信制の利用者が増えていることになる。

表2a 市町村パネルデータによる通信制進学者数の混合モデル分析（最尤法、AR1）

	モデルⅠ		モデルⅡ		モデルⅢ	
	推定値	標準誤差	推定値	標準誤差	推定値	標準誤差
(切片)	-1.808**	.634	-1.796**	.644	-.796	.606
15歳人口（中学校卒業業者数）	.029***	.000	.029***	.000	.018***	.000
後期中等教育収容力			-.039	.137	-.001	.130
就職進学者数					-.085	.077
他県への進学者数					.216***	.004
-2対数尤度	152328.734		151599.984		149266.625	
赤池情報量基準（AIC）	152336.734		151609.984		149280.625	
Bayes情報量基準（BIC）	152368.522		151649.691		149336.215	

† $p < .10$ 、\* $p < .05$ 、\*\* $p < .01$ 、\*\*\* $p < .001$

表2b 市町村パネルデータによる定時制1学年生徒数の混合モデル分析（最尤法、AR1）

	モデルⅠ		モデルⅡ		モデルⅢ	
	推定値	標準誤差	推定値	標準誤差	推定値	標準誤差
(切片)	-5.180***	.894	-5.532***	.905	-5.703***	.897
15歳人口（中学校卒業業者数）	.035***	.000	.035***	.000	.037***	.001
後期中等教育収容力			.455**	.163	.450**	.163
就職進学者数					.291**	.096
他県への進学者数					-.040	.006
-2対数尤度	160130.608		159350.801		159296.537	
赤池情報量基準（AIC）	160138.608		159360.801		159310.537	
Bayes情報量基準（BIC）	160170.396		159400.508		159366.127	

† $p < .10$ 、\* $p < .05$ 、\*\* $p < .01$ 、\*\*\* $p < .001$

#### 4. 結論

以上の分析から得られた知見は、概ね次のように要約できる。(1)通信制は定時制とは対照的に「都会育ち」に利用される傾向にあり、人口変動を経ながら互いに競合することで前者

が後者のシェアを逆転するに至っている。ただし、通信制のシェアが拡大したのは、少なくとも学校教育法や通信教育規程の改正など、規制緩和に誘発された結果ではない。(2)卒業後の就職率は依然として定時制が大きいものの、進学率の上昇に伴う就職者の減少を通して、仕事と通学を両立しようとする就職進学者の受け皿としての役割は後退し、通信制との違いが殆どなくなっている。(3)モビリティの制約から相対的に自由である制度的特殊性が選好されているとは限らないが、通信制は定時制とくらべれば、より進学行動に定位するよう変化し、卒業後の進路選択においても通信教育への依存度が高まっている。(4)通信制が「イレギュラーな生徒層」の受け皿として利用されるようになった起源は少子化以前にあり、通信制の利用増は少子化を経て他県への進学と歩調を合わせるようになっている。

教育のモビリティは、選択的な就学をめぐる地域格差にも関わる制度的要素を客観的には構成している。だが、定通教育の盛衰を分け隔てた主要因がモビリティの制約にあったのかは疑わしく、通信制は定時制のシェアを奪い出したものの、定時制のような「亜流としての役割」をどこまで超えられるかは不透明である。いずれにせよ、モビリティの制約からの相対的な自由は進路選択の中心に位置する制度的要素にはなっておらず、増加傾向にあるとされる不登校の受け皿として、「再定義」と呼べるほどの変化が通信制に起こっているわけでもない。「新たなクーリングアウト」や「支援」をコンセプト化した「セーフティネット」の制度化（荒牧・香川・内田 2019, 153, 156頁）が「イレギュラーな生徒層」の滞留を低減している可能性は考えられるが、通信制からの進学に際して大学や短大の通信教育部を利用しがちな傾向は観察されることから、「イレギュラーな生徒層」が減少する中で、モビリティの制約からの相対的な自由ではない何らかの利点を見出していることになる。

通信制にモビリティの制約を緩和する制度的特殊性があり、進学行動に定位するよう通信制が変化を遂げつつある一方、依然として通信制は選別性の強いシグナルを獲得するには至っておらず、面接指導や通学コースの存在もモビリティの優位性を減殺しうる。これに加えて、中学卒業後の就職進学者が減少したことで、勤労青少年の進路選択におけるモビリティの重要性は後退している。また、異なるサークルに属する弱い紐帯が同一サークルの強い紐帯より未入手の情報に接近しやすいとする Granovetter（訳書1998, 50-52頁）の説は通信教育にも当てはまるように思われる。だが、通信制の利用者は、選択的な就学機会に恵まれているが故にモビリティの制約が小さいはずの「都会育ち」に偏っており、就学機会それ自体が乏しいはずの町村ではあまり利用されていない。密度の高いネットワークよりも大きな利益をもたらす重複のないコンタクト間の「構造的空隙」（Burt 訳書2006, 10-12頁）には、オンライン状況下の町村にとって期待される効用が弱いか、あるいは通信制の戦略的な利用を困難にする要因が町村には存在するのかもしれない。

定時制とは対照的に、通信制のシェアが大きい設置者は公立ではなく、私立であることから、機会費用の格差と家計の負担能力は無視できなくなる。この点を考慮すれば、近年の通信制が果たしている役割は、定時制のような「低所得者層、出身階層の中・底辺層に教育機

会を拡大する役割」(片岡 1983, 170頁)とは少なからず異なる。他県への進学移動と歩調を合わせるようになった通信制への進学行動は、単純なモビリティの制約からの自由ではなく、地域に閉じていない選択肢を有効利用して地元の学校を迂回するようになった結果であると考えられる (Candipan 2020, p. 232)。また、中学卒業後ただちに進学する生徒を中心として通信制の利用者が増加する傾向にあることから、近年に起こった通信制の利用者増は、少なくとも後期中等教育を3年間で卒業していない「イレギュラーな生徒層」の受け皿としての役割を強めた結果であるとは評し難い。不登校に原因を求めようとしても、後期中等教育段階では「イレギュラーな生徒層」は不登校を含めて減少しているなど、限定的な説明にしかないのである。

通信制を利用したモビリティの制約からの相対的な自由が、どこまで利用者の積極的な選択に支えているのかには留保を必要とするものの<sup>12)</sup>、教育達成過程におけるアスピレーションの「加熱」は少子化によって選択的な就学機会の(前期中等教育への)拡大に依存するようになってきている。少子化が進むほど、教育アスピレーションの「加熱」の早期化が進むと同時に、教育選抜を通じた「冷却」が深刻化する。ここからは、竹内(1988, 32-34頁)が提示したリターンマッチへの「再加熱」以上に、価値の変換を伴った「代替的加熱」に近い過程がいっそう強く要請されることになる。かくして通信制が有するモビリティの制約からの自由といった制度的特殊性をめぐる「再定義」を誘発し、教育達成過程のリテンション機能を担うよう変化がもたらされたものと推察される。

#### (註)

- 1) 人口の自然増加に対し、マルサスは「家族の扶養にともなう諸困難の予見」が「予防的制限」として作用すると予想した (Malthus 訳書1973, 50頁)。人口減少期に選択的な就学機会の1つとして利用者が増加している点で、通信制は「全日制の垂流」であるとしても、さらに例外的である。
- 2) イレギュラー生徒数は、〈3年前の後期中等教育1学年生徒数－後期中等教育卒業生数〉を求めることにより算出した。詳細については、附図1を参照されたい。
- 3) 文部科学省の『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』のうち、課程・学年別不登校生徒数の統計表に掲載されている1年生の不登校生徒数(全日制・定時制)のデータを使用した。
- 4) 通信制については前年度間の入学者数の統計表を利用できるが、定時制は公開されている入学者数の統計表がないため、学年別生徒数の1学年を入学者の近似値として使用している。
- 5) 時系列データの変数間の関係に特定の時期から構造的な変化が起こっていると仮定した場合、特定の時期を分割するダミー変数を回帰モデルに追加投入することで切片と回帰係数が変化し、説明力が改善され、残差平方和は減少することになる。その残差平方和の減少分から算出されるF検定統計量がF分布表に照らして大きな値であれば、構造変化に有意差があると判定される。

- 6) 他県への進学者数は、中学卒業者の0.1%に満たない程度でしかないが、概ね漸増傾向にあり、1969年度の0.02%から2021年度の0.06%にまで上昇している。また、他県への進学者数には地域間格差があり、2021年度時点の中学卒業者に占める割合は、特別区4.9%、政令指定都市6.1%、中核市5.1%、政令指定都市・中核市を除く市4.8%、町4.4%、村5.6%である（地方公共団体の区分ごとの最大値と最小値については、附表1を参照のこと）。
- 7) 通信制の課程には定時制との併修者が含まれるが、通信制入学者数を被説明変数、定時制1学年生徒数を説明変数とした回帰モデルの回帰係数は一貫して負の値を示す。構造変化の起点をChow検定によって求めた結果、0.1%水準で1971年度、1%水準で1969年度まで遡ることが判明した。
- 8) 図3に示した地方公共団体の区分間に観察される格差について相関比（ $\eta^2$ ）を算出すると、通信制の都鄙格差は2010年度から2021年度までの間にやや拡大し、定時制のそれは縮小する傾向にある。詳細については附図2を参照されたい（通信制入学者数および定時制1学年生徒数のパーセント値ではなく、実数を使用している）。
- 9) 通信制卒業生数を被説明変数、卒業後の進学者数を説明変数とした回帰モデルのChow検定では、構造変化の起点が0.1%水準では1988年度、1%水準では1987年度となった（詳細は附表2を参照されたい）。
- 10) 表1の各説明変数を投入した回帰モデルから得られる残差にはいずれも正の系列相関があり、残差の系列相関に関するDurbin-Watson統計量は、.040～.269の値を示す。これらは正の残差相関があると判定されることから、標準誤差が過小評価され、 $t$ 検定の結果が有意になりやすくなる可能性がある。二段階最小二乗法による推定も試みたが、説明変数との間に相関がありながら、残差との相関はない操作変数が得られなかった。このため、帰無仮説を棄却する有意水準はいずれも0.1%未満としている。
- 11) 中学卒業者の進路状況に関するデータを用いているが、後期中等教育のイレギュラー生徒数が前期中等教育卒業者の受け入れに優先されるケースがどのくらい存在するのか不明であることから、イレギュラー生徒数を原因、中学卒業者の通信制進学者数を結果とする因果モデルは現実的ではない可能性がある。この点を考慮し、表2aおよび表2bの分析には説明変数としてイレギュラー生徒数を投入していない。なお、『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』の中学3年生時の不登校生徒数を用い、通信制入学者数および定時制1学年生徒数との相関係数を算出したところ、前者は.59、後者は-.38であった。したがって、不登校によって説明される変動の割合は、通信制入学者数で35%、定時制1学年生徒数では14%程度にすぎないことになる。
- 12) 「夜間中学に通う生徒の保護者は比較的教育的関心が高い」、「各地における『問題児』の編入学」（江口 2022, 126-128頁）に通底する教育アスピレーションが通信制を支えている部分はあると考えられる。しかしながら、利用者が増加傾向にある通信制には「昼間部の教師や生徒による夜間部生徒に対する『軽べつ』」（同上, 322頁）が当てはまらない可能性がある。



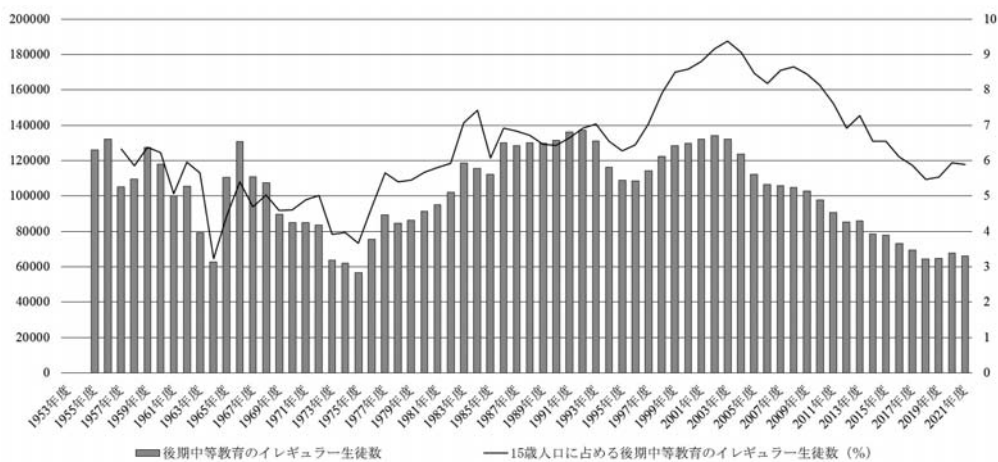
## 〈引用文献〉

- 荒牧草平・香川めい、内田康弘 2019、「高校教育研究の展開—学校格差構造から多様なリアリティへ—」、『教育社会学研究』第105集、139-168頁。
- Burt, R.S. 1992, *Structural Holes: The Social Structure of Competition*, Harvard University Press.  
(=安田雪訳『競争の社会的構造—構造的空隙の理論—』新曜社、2006年)。
- Candipan, J. 2020, “Choosing Schools in Changing Places: Examining School Enrollment in Gentrifying Neighborhoods”, *Sociology of Education*, Vol.93, No.3, pp.215-237.
- 江口 怜 2022、『戦後日本の夜間中学—周縁の義務教育史—』東京大学出版会。
- Granovetter, M. 1995, *Getting a Job: A Study of Contacts and Careers*, Second Edition, The University of Chicago Press. (=渡辺 深訳『転職—ネットワークとキャリアの研究—』ミネルヴァ書房、1998年)。
- 波多野完治 1972、「放送教育におけるシステム化と構造化」、木原健太郎編著『教育のシステム化と放送教育』明治図書新書、9-36頁。
- 細谷俊夫 1972、「教育のシステム化と創造的思考の育成」、木原健太郎編著『教育のシステム化と放送教育』明治図書新書、37-61頁。
- 香川めい・児玉英靖・相澤真一 2014、『〈高卒当然社会〉の戦後史—誰でも高校に通える社会は維持できるのか—』新曜社。
- 片岡栄美 1983、「教育機会の拡大と定時制高校の変容」、『教育社会学研究』第38集、158-171頁。
- Lipset, S.M. & Bendix, R. 1959, *Social Mobility in Industrial Society*, University of California Press.  
(=鈴木 広訳『産業社会の構造』サイマル出版会、1969年)。
- Malthus, T.R. 1798, *An essay on the principle of population, as it affects the future improvement of society: with remarks on the speculations of Mr. Goldwin, M. Condrcet, and other writers*, London. (=永井義雄訳『人口論』中央公論社)。
- 日本通信教育学会編 1957、『日本の通信教育—10年の回顧と展望—』日本通信教育学会。
- 小川慶将 2022、『高等学校通信教育規程 令和3年改正解説』勁草書房。
- 清水康敬 1992、「第6章 遠隔教育」、清水康敬編著『情報通信時代の教育』社団法人電子情報通信学会。
- 城所章子・酒井 朗 2006、「夜間定時制高校生の自己の再定義過程に関する質的研究」『教育社会学研究』第78集、213-231頁。
- 竹内 洋 1988、『選抜社会—試験・昇進をめぐる〈加熱〉と〈冷却〉—』メディアファクトリー。
- 瀧川裕英 2022、「帰属でなく移動を—移動と帰属の規範理論」、広渡清吾・大西楠テア編『移動と帰属の法理論—変容するアイデンティティ—』岩波書店、27-51頁。
- Urry, J. 2007, *Mobilities*, Cambridge: Polity Press. (=2015、吉原直樹・伊藤嘉高訳『モビリティーズ—移動の社会学—』作品社)。
- 内田康弘・神崎真実・土岐玲奈・濱沖敢太郎 2019、「なぜ通信制高校は増えたのか：後期中等教育変容の一断面」、『教育社会学研究』第105集、5-24頁。

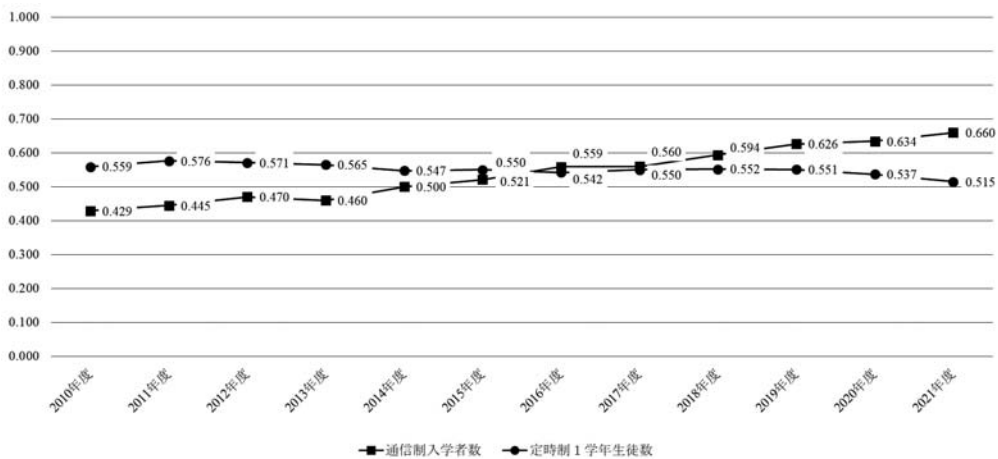
\* 本研究は科学研究費助成事業基盤研究（C）の採択課題「グローバル化における教育機関の展開過程と地域変容に関する比較制度分析」（22K02310）の一環として行われた。

〈附 録〉

附図1 後期中等教育におけるイレギュラー生徒数および15歳人口に占める割合（％）の推移



附図2 地方公共団体別の通信制入学者数および定時制1学年生徒数の相関比（ $\eta^2$ ）の推移



附表1 地方公共団体の区分による中学卒業者に占める他県への進学者(%)の最大値と最小値

	特別区		政令指定都市		中核市		市		町		村	
	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値	最小値
2010年	6.57	1.51	23.13	0.53	17.52	0.29	27.48	0.00	91.01	0.00	71.43	0.00
2011年	8.87	1.40	22.28	0.55	15.98	0.03	29.46	0.00	84.52	0.00	62.50	0.00
2012年	8.22	1.51	22.38	0.57	15.87	0.24	27.78	0.00	74.68	0.00	52.94	0.00
2013年	6.47	1.24	21.69	0.56	15.90	0.45	25.71	0.00	89.41	0.00	100.00	0.00
2014年	6.68	0.95	23.42	0.50	15.83	0.30	27.75	0.00	84.21	0.00	80.00	0.00
2015年	6.39	0.53	24.24	0.60	17.22	0.24	27.04	0.00	90.28	0.00	60.00	0.00
2016年	12.21	0.96	23.09	0.57	16.51	0.42	28.00	0.00	81.82	0.00	100.00	0.00
2017年	8.92	1.26	23.86	0.62	18.20	0.57	29.63	0.00	88.04	0.00	100.00	0.00
2018年	8.54	1.30	22.69	0.57	18.23	0.48	26.64	0.00	83.61	0.00	100.00	0.00
2019年	9.50	1.85	22.57	0.59	18.98	0.28	28.15	0.00	77.94	0.00	54.55	0.00
2020年	11.53	0.96	24.53	0.51	19.53	0.15	28.57	0.00	72.73	0.00	100.00	0.00
2021年	8.21	2.09	24.60	0.60	21.77	0.38	29.28	0.00	85.71	0.00	75.00	0.00

注) 市は政令指定都市および中核市を除く。

附表2 Chow 検定による卒業後の状況と構造変化の起点および終点

説明変数	被説明変数			
	通信制卒業生数		定時制卒業生数	
	起 点	終 点	起 点	終 点
進学者数	1988年度	1996年度	1961年度	2011年度
大学・短大通信教育部進学者数	1991年度	2020年度	1991年度	1999年度
就職者数	1991年度	2019年度	1975年度	2011年度
就職進学者数	1992年度	2017年度	1960年度	1981年度

注1) 通信制のデータは1985年度間以降、定時制の大学・短大通信教育部進学者数は1984年度間以降のもの。

注2) 通信制の進学者数は1990年度間から大学等進学者に変更。